

平成23年1月20日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 C E O 松 本 大  
( コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部 )

本日、当社の子会社であるマネックス証券株式会社（代表取締役社長 CEO 松本 大）が下記プレスリリースを行いましたので、お知らせいたします。

記

マネックス証券株式会社 プレスリリース（添付）

「人民元建て中国国債」（既発債）取扱いのお知らせ

以 上

【お問合せ先】

マネックスグループ株式会社

社長室 コーポレートコミュニケーション担当 久保田 電話 03-6212-3750

マネックス証券株式会社

マーケティング部 PR担当 町田 電話 03-6212-3800

平成23年1月20日

各位

マネックス証券株式会社  
代表取締役社長 CEO 松本 大

## 「人民元建て中国国債」(既発債) 取扱いのお知らせ

マネックス証券株式会社(以下「マネックス証券」)は、下記の通り「人民元建て中国国債」(既発債)を取扱うこととなりましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 背景

当グループにおいては、2008年より中国における事業展開に取り組み、個人向けオンライン証券グループとしては初めて北京駐在員事務所を開設し、現地企業との合弁事業立上げ、現地の金融関連企業との連携、香港のオンライン証券グループである BOOM 証券グループの買収など堅実に実績を積んでおります。その中、当グループの国内の証券ビジネスにおいて先進的な中国関連の投資商品の提供を模索してまいりました。

人民元建て債券の主要なオフショア市場である香港においては、人民元建て債券市場の規制緩和が進み、市場規模は直近3年間で約3倍にまで拡大しております。2009年9月に続いて2010年12月には、香港において二度目の人民元建て中国国債の発行が行われました。80億人民元の発行額のうち、機関投資家向けの50億人民元分の入札に対し約10倍の応札、個人投資家向けの30億人民元分に対して約2.4倍となる申込みがあり、投資家のニーズの高さがうかがえます。このような動向に加えて、人民元の強い先高感にも鑑み、マネックス証券は「人民元建て中国国債」(既発債)の取扱いを開始することといたしました。日本国内において一般の個人投資家を対象とした人民元建て中国国債の販売は初めてとなります。

このたびの販売に際しましては、公平性を期すため、マネックス証券ウェブサイトにおいて購入申込を受付け、その後、抽選による販売といたします。

#### 2. 「人民元建て中国国債」(既発債)の概要

銘柄名	中華人民共和国 2013年12月1日満期人民元建債券
発行体	中華人民共和国
発行体格付	AA- (S&P)、Aa3 (Moody's) (日本で登録を受けた信用格付業者ではありません。添付の「無登録格付に関する説明書」を必ずお読みください。)
通貨	人民元
利率(税引前)	年 1.00%
申込単位	額面 500,000 人民元単位
利払日	年2回(6月1日、12月1日、初回利払日は2011年6月1日)
償還日	2013年12月1日

※ 当債券は既発債となるため、約定価格は時価となります。

### 3. マネックス証券での取扱いについて（予定）

購入申込期間： 2011年1月20日（木）～1月24日（月）午前9時まで  
約定日： 2011年1月24日（月）または25日（火）

詳細はマネックス証券ウェブサイト（<http://www.monex.co.jp/>）にてご案内いたします。

以 上

マネックス証券株式会社について	
商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号
加入協会	日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会

#### 【外貨建て債券取引に関する重要事項】

##### ■ リスク

・途中売却の場合、市場金利の上昇等による債券価格の下落など売却時の債券市況の変動により、購入価格に比べ売却価格が下落し、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、購入価格が額面を超えている場合、償還時に償還差損が発生し、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

・発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化などにより、元本や利息の支払い能力（信用度）が変化し、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

・外貨建て外国債券は、外国為替相場の変動などによりお受取金額が変動し、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、主要通貨以外の通貨では、大幅に為替レートが変動する場合がありますため、急激な円高により外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での債券価値が元本を大きく割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

##### ■ 手数料等

・購入対価をお支払いただきますが、取引手数料・口座管理料はかかりません。  
・外貨建て外国債券を日本円でご購入される場合や売却時・償還時に日本円でお受取りされる場合には、為替手数料を申し受けます。為替手数料の詳細については、「契約締結前交付書面」又は当社ウェブサイト「債券」ページの「為替手数料一覧」をご覧ください。

##### ■ その他

・お申込み／ご購入にあたっては「契約締結前交付書面」、「目論見書（販売説明書）」及び無登録格付の場合は「無登録格付に関する説明書」をご覧ください、取引の仕組みやリスク・手数料等についてご確認ください。

## 無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付） 第5号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

この情報は、平成23年1月4日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

ムーディーズ SF ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第3号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成23年1月4日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。